

鳥取県県土整備部優良業務に係る業者表彰要領の一部改正

鳥取県県土整備部優良業務に係る業者表彰要領（平成27年2月23日付第201400177512号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所を含む。以下同じ。）が発注した測量等業務のうち、成果品の品質が特に優れており、他の模範となる優良業務を履行した土木関係建設コンサルタント、測量業者等（以下「業者」という。）を表彰することにより、業者の技術力向上を図り、もって成果品のより一層の品質向上に資することを目的とする。</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>(審査対象業務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(表彰候補の一次選定)</p> <p>第5条 県土整備部長は、前条の規定による審査対象業務のうち、次の各号に該当するものを表彰候補として一次選定する。</p> <p>(1) <u>県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱を行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が履行したものについては、同一の表彰部門における成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて業務件数が土木関係建設コンサルタント部門で40件程度、測量等部門で20件程度となる総合評定点以上のものうち各業者の最高点のもの。なお、県内に本店を有する有資格者のみで構成される共同企業体により履行したものについては、単独による受注とは別に取り扱うこととする。また、準県内業者においては第6条第2項第3号の規定に該当しないものに限るものとする。</u></p> <p>(2) <u>県外に本店を有する有資格者（準県内業者においては第6条第2項第3号の規定に該当するものを含む。以下同じ）及び県外に本店を有する有資格者との共同企業体が履行したものについては、土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門の両方を通じて成績評定の総合評定点が最も高いもの。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所、<u>鳥取空港管理事務所及び鳥取港湾事務所を含む。以下同じ。）が発注した測量等業務のうち、成果品の品質が特に優れており、他の模範となる優良業務を履行した土木関係建設コンサルタント、測量業者等（以下「業者」という。）を表彰することにより、業者の技術力向上を図り、もって成果品のより一層の品質向上に資することを目的とする。</u></p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>(審査対象業務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱を行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。）が履行したものであること。ただし、県外に本店を有する有資格者との共同企業体が履行したものは除く。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(表彰候補の一次選定)</p> <p>第5条 県土整備部長は、前条の規定による審査対象業務のうち、次の各号<u>全て</u>に該当するものを表彰候補として一次選定する。</p> <p>(1) 成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて業務件数が土木関係建設コンサルタント部門で<u>30件程度</u>、測量等部門で<u>15件程度</u>となる総合評定点以上のもの。</p> <p>(2) <u>前号に該当する審査対象業務を履行した業者が、同一の表彰部門において、複数の審査対象業務を履行している場合は、それらの業務の総合評定点の平均値が、同一の表彰部門の全ての審査対象業務の総合評定点の平均値以上であること。</u></p>

(3) 略

(表彰候補の推薦方法)

第6条 県土整備部長は、県土整備部本庁、各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所（以下、「発注機関」という。）に対して、表彰候補の推薦を依頼するものとする。

2 発注機関は、前条の規定により一次選定された審査対象業務の中から第3条の規定による表彰基準に該当するものを表彰候補として、県土整備部長に推薦を行うものとする。

この場合、次の各号のいずれかに該当する表彰候補は、推薦の対象外とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 前条第2号により一次選定された審査対象業務を除き、技術者状況調査報告により県に登録されていない技術者（発注業種の管理技術者、主任技術者、主任担当者及び照査技術者に限る）が履行したもの。

3 表彰候補の件数は、次のとおりとする。

(1) 各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所ごとに、土木関係建設コンサルタント部門は原則2件まで、測量等部門は原則1件までとし、両方を通じて3件までとする。

(2) 県土整備部本庁及び鳥取港湾事務所は、土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門の両方を通じて1件までとする。

(3) 前条第2号の規定により一次選定された審査対象業務については、発注機関ごとに土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門の両方を通じて1件までとし、前2号までの規定に含めない。

4 略

5 略

(1) 略

(2) 設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号土木部長通知）等に規定する管理技術者等及び照査技術者選任（変更）通知書等の写し

(表彰の決定)

第7条 県土整備部長は、前条第5項の規定により提出された書類により、同条第2項に規定する表彰基準の要件を満たしていることを確認の上、表彰予定者を決定するものとする。ただし、前条第3項第3号により推薦されたものについては、各表彰部門において1件程度とする。

第8条 略

(3) 略

(表彰候補の推薦方法)

第6条 県土整備部長は、県土整備部本庁、各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所、鳥取空港管理事務所及び鳥取港湾事務所（以下、「発注機関」という。）に対して、表彰候補の推薦を依頼するものとする。

2 発注機関は、前条の規定により一次選定された審査対象業務の中から第3条の規定による表彰基準に該当するものを表彰候補として、県土整備部長に推薦を行うものとする。

この場合、次の各号のいずれかに該当する表彰候補は、推薦の対象外とする。

(1) 略

(2) 略

3 表彰候補の件数は、次のとおりとする。

(1) 土木関係建設コンサルタント部門は、各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所ごとに2件までとする。

(2) 測量等部門は、各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所ごとに1件までとする。

(3) 県土整備部本庁、鳥取空港管理事務所及び鳥取港湾事務所は、土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門の両方を通じて1件までとする。

4 略

5 略

(1) 略

(2) 設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号土木部長通知）等に規定する管理技術者選任（変更）通知書等の写し

(表彰の決定)

第7条 県土整備部長は、前条第5項の規定により提出された書類により、同条第2項に規定する表彰基準の要件を満たしていることを確認の上、表彰予定者を決定するものとする。

第8条 略

附 則

この改正は、令和元年6月20日から施行し、令和元年度以降に実施する表彰から適用する。